

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

令和7年度契約

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|-----------|---|--|------|-----------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | |
| 海外業務請負:国立環境農業研究所(ブルキナファソ)における「ブルキナファソのパンレ州およびサングイエ州における追跡家計調査」 | 国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 理事長 小山 修 茨城県つくば市大わし1-1 | 令和8年2月10日 | ブルキナファソ国立環境農業研究所 01 BP 476 Ouagadougou 01 Burkina Faso | ブルキナファソ国立環境農業研究所(INERA)と国際農研はMOUを締結しており、一昨年度および昨年度の農家調査についても、INERAが当所からの委託を受け、滞りなく遂行してきた。また、業務責任者は、社会経済学的研究に関する十分な知識と経験に加え、調査員の管理能力やトラフル対応能力にも優れており、本業務を適切に遂行できる。以上の理由から、INERAは当該業務内容を熟知した上で円滑に遂行できる唯一の機関であるため、随意契約を締結したい。 会計規程第38条第1項第1号 | - | 2,996,615 | - | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。